

令和8年度障がい者雇用企業連携推進事業企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度障がい者雇用企業連携推進事業

(2) 目的

関係機関との連携や企業訪問等の実施により、障がい者雇用実績のある企業と今後障がい者雇用を予定している企業の情報を収集・発信するとともに、障がい者雇用を検討している企業間の情報交換や交流の仕組みを構築し、民間企業における障がい者雇用を促進することを目的とした「令和8年度障がい者雇用企業連携推進事業」について、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

(3) 業務内容

別添「令和8年度障がい者雇用企業連携推進事業仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) 見積限度額

5,400,000円（消費税及び地方消費税含む。）

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

2 企画提案の参加要件

企画提案に参加できる者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であり、以下の(1)から(9)までの全ての要件を満たす者であること。また、事業実施のために必要な場合は、共同体で参加することも可能とする。

なお、共同体で参加する場合にあっては、少なくとも1者が(1)を満たし、かつ全ての構成員が(2)から(9)までの全ての要件を満たす者であること。

(1) 徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている（※）こと。

（※）「活動拠点を置いている」とは、プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所において、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

- (2) 県税及び国税の未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと思われられる者ではないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

3 企画提案への参加及び応募方法

- (1) 企画提案に参加する場合には、令和8年3月12日（木）午後5時までに、次の書類を提出すること。
 - ア 企画提案参加申込書（様式第1号）
 - イ 共同体構成員届出書（様式第2号）（共同体で参加する場合は必要）
 - ウ 共同体協定書（様式第3号）（共同体で参加する場合は必要）
 - エ 共同体委任状（様式第4号）（共同体で参加する場合は必要）

なお、「企画提案参加申込書」の提出後に辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式第5号）を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 積算書（様式第7号）

ウ 統括責任者・運営管理体制（様式第8号）

エ 業務スケジュール

オ 法人（団体）概要書（様式第9号）

カ 定款又は寄付行為の写し（法人格がない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

キ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※発行後3ヶ月以内のものに限る。写しの提出でも受け付けるが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

ク 決算状況を明らかにする書類（直近2事業年度分）

(3) 企画提案書の提出部数

・電子メールの場合、件名は「令和8年度障がい者雇用企業連携推進事業企画提案書（事業所名）」とし、添付ファイルの形式はPDF形式とすること。

・持参又は郵送の場合、6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当 浦西

(5) 提出方法

電子メール、持参又は郵送によること。

電子メールによる場合は、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。なお、本県のメール容量に限りがあるため、容量が大きい場合は徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストをするため令和8年3月18日（水）までに申し出ること。

郵送による場合は、特定記録を利用するなど、差し出しの記録が残るようにすること。

(6) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時必着

(7) 留意事項

ア 参加申込みに要する費用は、応募者の負担とする。

- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 企画提案に応募した事業所名等は公表する場合がある。
- エ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。
- オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合には、失格とする。
- カ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属する。

4 委託業者の選定

(1) 審査の方法

提出された書類の内容を審査するため、外部委員を含めた選定委員会を開催し、その結果に基づき委託候補者を選定する。評価は、あらかじめ定められた選定基準に基づき書類審査により行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングの実施については、徳島県から別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対し、文書により通知する。

5 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付時間

令和8年3月5日（木）正午まで

(2) 質問票の提出

当該公募に係る質問は、令和8年度障がい者雇用企業連携推進事業に係る質問票（様式第10号）により、電子メール又はファクシミリにより、質問票に記載の宛先まで提出すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

なお、各応募者からの質問事項のうち、重要と判断した事項については、令和8年3月9日（月）までに、質問者全員に電子メール又はファクシミリにより回答する。

6 契約の締結

- (1) 事業は、内閣府の「地域未来交付金（地域未来推進型）」を活用して行うため、当該補助金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中

止、契約の解除、契約金額の減額等を行うことがある。

- (2) 令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行うことがある。
- (3) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約を締結する。
なお、最優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。
- (4) 契約を締結するまでに次の書類を提出すること。
 - ア 納税証明書（県税及び国税に未納がないことの証明書）原本各1部
 - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本1部
発行後3ヶ月以内のものに限る。企画提案書提出時に原本を提出している場合は不要。
- (5) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 県から事業の実施状況について報告を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (7) 事業終了後は、事業の実施内容、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を提出すること。

7 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は、前払をできるものとする。前払の額は、契約の内容に応じて県が決定する。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、徳島県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も

同様とする。

10 スケジュール

令和8年2月27日(金)	公募手続開始
令和8年3月5日(木) 正午	質問票締切
令和8年3月12日(木) 午後5時	企画提案参加申込書締切
令和8年3月19日(木) 午後5時	企画提案書等提出締切
令和8年3月下旬から4月上旬	委託業者決定・契約締結

11 問合せ先及び書類提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当 浦西

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2347

ファクシミリ 088-621-2852

メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp